

休業中能力アップコース

「両立支援レベルアップ助成金」の休業中能力アップコースの内容を一部変更の上、引き継ぐものです。

《概要》

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できることを目的とした能力の開発及び向上を図るプログラムを実施した事業主又は事業主団体に対する助成

《主な変更点》

- ・各事業所ごとの申請から**事業主（企業）単位での申請に変更**
- ・支給対象事業主を常時雇用する**労働者数300人以下の事業主に限定**。また、支給対象事業主団体を主として300人以下の事業主により構成される事業主団体に限定
- ・**一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ているとともに、当該行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること**
- ・**支給限度額を1人当たり21万円に変更**
- ・育児休業取得者、介護休業取得者それぞれ、**1の年度において20人までの支給とする**

《留意点》

- 「両立支援レベルアップ助成金」は、本年8月31日までに支給要件を満たした事業所が申請可能です。9月1日以降は、「中小企業両立支援助成金（休業中能力アップコース）」の要件を満たした事業主又は事業主団体について、同助成金の申請が可能となります。
- 「中小企業両立支援助成金（休業中能力アップコース）」の支給要件等については、上記《主な変更点》以外にも変更される可能性があります。申請を検討されている事業主又は事業主団体におかれては、早い段階で、申請先（人事労務管理担当の部署が属する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用均等室）に必ず支給要件をお問い合わせください。
- また、支給要件等は、確定次第、厚生労働省のホームページ等で周知を行っていく予定です。